**令和６年度第１回大阪府障がい者自立支援協議会障がい者虐待防止推進部会 議事録**

日時：令和７年２月20日（木） 午前９時45分から午前12時まで

場所：大阪府

出席委員：

榎本　吉晃 大阪労働局　雇用環境・均等部　副主任雇用環境改善・均等推進指導官

大﨑　年史 大阪府社会福祉協議会　成人施設部会　副部会長

田中　幸夫 枚方市　健康福祉部　福祉事務所　障害支援課長

◎津田　耕一 学校法人玉手山学園　関西福祉科学大学　学長

寺田　一男 一般財団法人　大阪府身体障害者福祉協会　会長

難波　志保 社会福祉法人　大阪府社会福祉協議会　地域福祉部　部長

原田　徹 公益社団法人　大阪社会福祉士会　事務局長

東野　弓子 社会福祉法人　大阪手をつなぐ育成会　理事

船越　隆之 大阪府中小企業家同友会　障害者部　副部長

松尾　洋輔 大阪弁護士会

三村　泰久 大阪府小学校長会

武藤　優子 忠岡町　健康福祉部　福祉課長

山本　美世子 公益社団法人　大阪府精神障害者家族会連合会　副会長

横田　寛功 大阪府警察本部　生活安全部　生活安全総務課

人身安全対策室　情報担当補佐課長補佐

◎ 部会長

○事務局

定刻となりましたので、ただいまから「令和６年度大阪府障がい者自立支援協議会障がい者虐待防止推進部会」を開催いたします。委員の皆さま方においては、業務ご多忙中の中、ご出席いただきましてありがとうございます。

会議の開会に先立ち、事務局を代表して、大阪府障がい福祉企画課課長よりご挨拶をいたします。

○事務局

大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課長です。開会にあたり、一言ご挨拶をいたします。委員の皆さま方には、お忙しい中、当部会に出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、日頃より本府障がい福祉行政の推進に格別のご理解とご協力をいただき、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

市町村の皆さまや各関係機関の皆さまと連携をし、虐待防止の体制整備や広報啓発活動などに取り組んでいるところです。

大阪府内における虐待の対応状況については、養護者による虐待、施設従事者等による虐待の通報件数、虐待判断件数ともに例年、全国最多の層に属する状態が続いています。昨今、障がい福祉サービス事業所等における虐待事案の報道を目にする機会が多いと思います。その影響や、障がい福祉サービス事業所等での虐待防止措置の実施が義務化されたことに伴い、本府においても、従事者虐待の通報件数が大幅に増加しています。ただし、通報件数が多いことについては、府民の皆さまや施設従事者等の障がい者虐待に対する意識の高さの表れでもあると感じています。しかし、多くの虐待が発生する事実は重く受け止めて、今後一層の虐待対応力向上と、虐待事案の未然防止に取り組んでいかなければならないと考えています。

本日は、大阪府の障がい者虐待の取組みの現状等について報告をし、島本町福祉推進課のご担当者様より島本町における障がい者虐待防止の取組みについて報告をいただきます。大阪府における虐待対応力の向上や、虐待防止ネットワーク整備のため、委員の皆さま方には忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げまして、私からのご挨拶といたします。

○事務局

当部会運営要綱の第５条第２項の規定により、出席委員が過半数に達しており会議が有効に成立していますことをご報告いたします。

委員の皆さまについては、後ほど各関係機関の取組み状況等についてご報告をいただきますが、お名前、ご所属等は資料にあります名簿、配席図においてご確認ください。本日は、委員の皆さまの他に、市町村における障がい者虐待防止の取組みをご報告いただく、島本町のご担当者さまとオブザーバーとしてその他市町村の皆さまにお越しいただいています。

議事に移る前に、お手元の資料の確認をお願いいたします。次第、大阪府障がい者自立支援協議会障がい者虐待防止推進部会運営要綱、委員名簿、配席図、資料１「大阪府障がい者虐待防止支援事業の主な取組み」、資料２－１「令和５年度障害者虐待防止法に係る大阪府内の対応状況について」、資料２－２「令和５年度大阪府内市町村における障がい者虐待対応状況調査結果について」、資料３「島本町における障がい者虐待防止の取組み」、以上です。不足している資料はありませんか。

それでは、障がい者虐待防止推進部会運営要綱に基づき、本部会を運営していきますのでよろしくお願いいたします。なお、本部会については、会議の趣旨を踏まえ、会議の公開に関する指針の趣旨に基づき、公開で実施することとします。本日は傍聴の方がおられますので、個人のプライバシーに関する内容についてご議論いただく場合には、一部非公開ということで傍聴の方にご退席いただくことになりますので、委員の皆さまでプライバシーに関わるご発言をされる場合には、事前に事務局へお申し出くださいますようお願いいたします。

続いて、本日の各議題とその所要時間をあらかじめお伝えいたします。まず、大阪府から議題１「大阪府における障がい者虐待防止の取組みについて」、議題２「令和５年度大阪府内における障がい者虐待の対応状況」について報告し、委員の皆さまからの意見等を含めて、こちらは10時35分までとします。次に、議題３「市町村における障がい者虐待防止の取組み」として島本町の取組みを報告していただきます。この報告については、他市町村のお手本となる取組みをしている市町村にお願いしています。

今年度（令和６年度）の市町村指導を行った際に、島本町は町村の中でも件数が多く、限られた職員体制の中で丁寧な対応かつ積極的な虐待判断を行っていることを確認しましたので、報告をお願いしました。こちらについては、11時まで議論をしていただきます。最後に、議題４は各関係機関の取組み状況等についてです。各関係機関での取組みを報告いただき、そのあと、意見交換をしてください。各関係機関の取組みについては、12時まで時間の許す限りとし、それ以降の延長は行わないことを報告いたします。

大阪府障がい者自立支援協議会においては、同協議会規則の規定により、部会長は同協議会会長が指名することとなっています。指名に基づき、引き続き津田委員に部会長にご就任いただきますので、委員の皆さまにおいては、ご了承いただきますようお願いいたします。それでは、ここからの進行は部会長にお願いしたいと思います。部会長、よろしくお願いいたします。

○部会長

はい。改めましておはようございます。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、当部会の運営要綱の規定に基づき、部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する部会委員がその職務を代理するとなっています。代理については、大﨑委員にお願いしたいと思いますが、ご異議はありませんでしょうか。

○各委員

（異議なし）

○部会長

はい、ありがとうございます。それでは、お手元の次第に沿って議事を進めていきます。

本部会は、障害者虐待防止法第39条に基づき、関係機関との連携協力体制を整備するために設置されています。また、本日の部会でいただいたご意見等については、各機関における活動や施策の推進などに活用いただきたいと思っています。

まず、議題１です。「大阪府及び市町村における障がい者虐待防止の取組みについて」から始めます。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

大阪府障がい福祉企画課です。よろしくお願いいたします。

資料１をご覧ください。今回の部会は、市町村の取組み事例として、島本町からしていただく報告や、委員の皆さまの各関係機関での取組み報告、また協議の時間を中心にしたいと考え、事前に委員の皆さまと資料は共有しているので、資料１については、今年度、大阪府における力を入れた取組みを中心に説明をいたします。

スライド１、スライド２には、令和６年度の大阪府障がい者虐待防止支援事業の主な取組みをまとめており、スライドの左側には目的として、スライド１には「１．市町村の虐待対応力の向上」、「２．障がい福祉サービス事業所の虐待防止」、スライド２には「３．関係機関との連携」、「４．虐待防止に係る後発広報啓発」と、テーマを大きく４つに分けています。

大阪府が主催する障がい者虐待防止・権利擁護研修では、市町村職員向けと事業所職員向けの研修を行っています。今年度から厚労省（厚生労働省）より、標準的な研修カリキュラムの提示があったため、どちらの研修においても、厚労省のカリキュラムを使用し、講義動画の配信、集合形式での演習を実施しています。

次に、スライド３をご覧ください。今年度の市町村職員向け研修では、これまでの研修内容を見直し、基礎研修として養護者コース、それから施設従事者コースを設定し、こちらの研修で厚労省のカリキュラムを使用しました。また、厚労省主催の都道府県職員向け研修で、これまで「虐待認定」としていた文言を、「虐待判断」に統一すると方針が示されました。理由としては、「認定」という文言では「厳格な根拠が求められる」と誤認され、ハードルが高くなりがちですが、虐待対応においては、あくまで行政としての適切な判断が求められるからです。そのため、この基礎研修で府内においても今後は「虐待認定」という文言は使わず、「虐待判断」に統一しましょうという周知を行いました。本部会の資料でも、「虐待判断」、「虐待の有無の判断」に文言を統一しています。

厚労省カリキュラムに加えて、大阪府独自の研修として、スキルアップ研修も実施しました。そのほか、前年度本部会で報告をいただいた守口市に大阪府とともに厚労省主催の都道府県職員向け研修を受講していただきました。守口市には、次年度の市町村職員向け研修の企画会議や研修のファシリテーターとしてお手伝いをいただく予定です。なお、次年度の都道府県職員向け研修には、今年度ご報告いただく島本町さまに受講していただくことになっており、市町村との連携を図っています。

スライド４をご覧ください。市町村職員向け研修の実績です。表の右側が大阪府独自のスキルアップ研修です。この研修では、立入り調査ロールプレイや、事例検討、質疑応答において、当部会の委員である弁護士と社会福祉士を講師として招き、それぞれの立場から虐待対応に対する助言をしていただきました。

次のスライド５ですが、こちらは、事業所職員向け研修の実績です。この研修では、厚労省のカリキュラムのほかに、大阪府独自の講義として、ヤングケアラーの現状と取組みのほか、当事者の声として精神障がいのある方に、家族の声として大阪手をつなぐ育成会の方に講義をしていただきました。

スライド６は、施設従事者等による虐待の対応についてです。下の表は、大阪府、東京都及び全国の状況について、それぞれの事業所数に占める虐待判断件数から虐待の発生率を算出したものです。大阪府だけでなく、全国的に増加傾向にあります。

次に、スライド７をご覧ください。こちらは、令和４年度に当部会で報告し、令和５年度から立ち上げた専門委員会についてです。大阪府が権限を有する障がい福祉サービス事業所等で重大な従事者虐待事案が発生した際に、専門委員会を立ち上げ、大阪府が事業所指導をするにあたり、助言等をいただく流れになります。構成員は、当部会の部会長、弁護士、社会福祉士の３名です。なお、今年度は障がい者支援施設での虐待事案について、専門委員会を開催し、大阪府の指導内容等に関して助言をいただきました。

スライド８ですが、こちらは「使用者虐待の対応スキームについて」です。厚労省のスキームと異なり、大阪方式では、市町村、大阪府、大阪労働局が連携をして、事実確認や調査等を行い、その上で大阪労働局において、関係法令に基づく指導等が行われるようにしています。また、大阪府と大阪労働局では、２カ月に一度、実務者会議を行っているほか、全市町村を対象とした拡大版実務者連絡会議も年１回実施をして、連携を図っています。

　続いて、スライド９をご覧ください。こちらは、専門性強化事業についてです。市町村が対応に悩む事案について、大阪弁護士会、大阪社会福祉士会の両会による専門職チームを派遣し、助言する事業を実施しています。引き続き、市町村の支援を行っていきます。

スライド10は、令和４年度より大阪府の提案で始まった近畿府県障がい者虐待防止担当者との情報交換会についてです。今年度も各府県から多くのテーマが集まり、それぞれの府県の取組みについて情報交換を実施しました。

続いて、スライド11をご覧ください。こちらは、市町村指導の実施についてです。これまで受付件数の多い市を中心に実施してきましたが、今年度より件数に関わらず、虐待対応に関する体制等の確認を行うために、町村も含め２３市町村を対象に実施しました。　この市町村指導は、大阪府と市町村担当者との顔の見える関係作りや、ケースファイルの確認、及びヒアリングを行うことで、市町村の課題や困りごとを直接把握でき、それを次年度の研修等に生かすことを主な目的としています。また、今年度の市町村指導では、虐待判断が適切に行われているかについて重点的に確認し、事実に基づいた積極的な虐待判断をお願いしています。

最後のスライド12です。大阪府の課題としては、虐待対応や虐待判断について、積極的な市町村、消極的な市町村とがあり、市町村間での対応力の差があると認識しています。スライド右側に記載しているように、市町村の役割として体制整備をしっかり行っていただき、左側に記載のとおり、大阪府が日々の相談・研修や、各関係機関との連携を通して、市町村職員の対応力向上を支援するというこの両軸により、オールおおさかで重大な障がい者虐待ゼロの実現を目指していきます。

今後とも引き続き、大阪府の障がい者虐待防止に関する施策推進にご協力をお願いいたします。以上を資料１の説明といたします。

○部会長

はい、ありがとうございました。先ほど、事務局から案内がありましたように、この内容については、事前に事務局から各委員へ質問・ご意見等を確認し、必要に応じて回答をしています。事務局からの説明について不明な点とか、質問がありましたら発言をいただければと思います。いきなり手を挙げてということは難しいと思うので、今の事務局の報告で、今後よりよくするために委員の皆さまで意見等を求められていたと思うので、もし、何かあれば順番にマイクを回すので、ご発言をいただき、なければなしということで結構ですから。私の隣の委員から時計回りにお願いいたします。

○委員

大阪労働局です。よろしくお願いいたします。労働局としては、使用者による障がい者虐待、こちらの対応を進めているのですが、大阪府さんとは、このスライドの２ページの３の⑧にあるとおり、「使用者虐待における大阪労働局との連携」をしています。先ほどの説明にもありましたとおり、大阪府の担当の方と２カ月に１回、お話をさせていただき、情報交換をしたり、労働局としてやるべきこと、やらなければいけないことは、当然自分たちの話なのでよくわかっているのですが、自治体さんでは、どのような取組みをしているのか、その前提をいただきながら、どのような通報をしていただいているのかそのあたりをいろいろと情報交換をしているので、今後も引き続き、お願いしたいと思っています。

また、拡大版実務者連絡会議ということで、全市町村さんも含めて参加いただいている会議も開催していただいてまして、その中で労働局の担当であったりとか、できることの説明などもしていますし、市町村の方からいろいろな意見をいただいている形になりますので、それを基に、またよりよい関係が構築できるようにいろいろと調整したり、実務面での注意点などがあれば、今後に活かす形で対応しているため、ここは引き続きお願いしたいということと、中身の充実についても、また発展していただければと思っているので、よろしくお願いいたします。私からは以上です。

○委員

知的事業所を運営している立場の者です。スライド７のことでお聞します。専門委員会が招集されたということは、大きな事案があったかと思うのですが、府内の事業所等に広く情報提供されるということがフローチャートに書いてあるのですが、これはいつ頃情報提供されるのか教えていただきたい。

○事務局

はい。ありがとうございます。生活基盤推進課です。今回、専門委員会も経て得た様々な知見については、現在、法人にまだ結果を通知しないという状況です。通知した後、どこかの時点、まだ正確には決めていないのですが、今回後ほどまた説明をする令和５年度の障がい者の虐待状況の調査の結果も含めて、様々な情報をセットで市町村や事業所に流していきたいと考えています。時期はまたこれから考えます。

○委員

枚方市障害支援課です。よろしくお願いいたします。こちらの資料３ですね。行政の場合、どうしても人事異動がありまして、常にメンバーが入れ替わっていくということがあります。そこではこの資料３研修ですね。今まで比較的異動で来た新人研修の形で、それらは必ず受けるようにしていたのですが、例えば、長い人間になってくると、情報のアップデートができていない部分がありました。その中で、その新人の職員以外、判断を行う管理職までのすべての職員を対象にという研修ですね。その内容は非常に心強くといいますか、その都度その都度チームの中で目線合わせもできるし、今いる職員のアップデート、新しい職員のそのスキルの向上にもつながるのではと考えています。また、今後ともこのような研修については、積極的に参加していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員

府身協（大阪府身体障害者福祉協会）です。私どもの会としては、虐待やそれに向けての取組みは、文書で各会員さんに送るくらいで、会員さんは、各大阪府下の市町村にある団体ですね。身体障がい者福祉会。ここの会長さんが私どもの会員になっているので、その方たちにいろいろな相談をさせていただき、あとは市と福祉会とでいろいろと詰めていただいている状況です。以上です。

○委員

大阪府社会福祉協議会地域福祉部です。本会では、地域福祉部に権利擁護推進室という部署があり、こちらで権利擁護に関する事業を行っています。

　スライドの２ページの⑩の箇所で、下から２つ丸がありますが、こうした研修実施や各市町から依頼を受けて市民後見人の養成をしています。このように、成年後見制度の利用促進や権利擁護支援をめざした取り組みをしていますが、市民後見人の養成においても障がい者虐待防止について市民に理解をしていただくという内容も含んで実施しています。引き続き、ご協力をいただければと思っています。以上です。

○委員

大阪社会福祉士会事務局です。よろしくお願いいたします。当会は、社会福祉士の資格取得者の職能団体です。この大阪府の虐待防止支援事業の大きな取組みの中では、３番の「専門性の強化事業の実施」の中で専門職の派遣ということで協力しています。

質問ではないのですが、最後のスライドで市町村の指導を実施という箇所で、「虐待判断について」というところなのですが、ここはしっかりと勇気をもって判断できているのだろうかと。対応力の底上げが必要ということで、やはり見逃してしまったりとか、何と言いますか、「まあいいか。」ではないのですが、視点が結局、１人の人の権利だったりなどを侵害しているのだという認識は、しっかりと持っていただきながら、本当に大阪府と市町村さんがしっかりと連携をしながら、権利侵害が行われないように虐待というものをしっかりととらえて、仕組みを構築していっていただければと思います。以上です。

○委員

大阪手をつなぐ育成会です。私は親の立場で参加しています。大阪手をつなぐ育成会は、「親の会活動」と「福祉サービスの事業」を２つの両輪で活動をしている団体です。

本日の虐待の資料については、事前説明をしていただき、理解していますが、この虐待防止法は養護者の支援とあるのですが、なかなかその養護者支援がないということが現状で、その現状に対して何か手立てがあればもっと虐待は減っていくのではないかと思っています。

実際に、本当に子育てしにくい、課題行動を繰り返す子どもを持つ親にとって、何の支援があるのでしょうか。行政に言っても、「親の支援はなく本人の支援はありますよ。」と言われることがあり、親が楽をしたいから何かサービスをくださいと言われているような答えをされます。もう、二度と行政に頼れないと思ってしまう、そのような親が今は増えています。コロナがあって、今まで親の会活動に潤沢に困りごとを相談できていた小さなお子さんの家族や養護者さんもなかなかそのような保護者の活動があることも途切れてしまい、１人で抱え込む事態が起こっています。本当に、困って、困って、困って、何かが起こってからの対応が今の虐待のその動きではないかということに心を痛めています。

それから、社会情勢として、今、ここの数値に挙がっていない子どもへの虐待が市町で非常に多くあり、私は、放課後等デイサービスの事業運営をしているのですが、事業所で虐待が起こると、障がい者虐待の数に上がります。しかし、家庭で虐待が起こるとそれは子どもの方に挙がってしまうので、そこを担当される家庭のＳＯＳが、障がいの部局にしっかりと届いているのか、縦割り行政への不安があります。

それから、今の子育ての社会の状況が、待機児童ゼロということで、保育所に預けることができるというとても子育て中の親にとっては助けられるのですが、知的障がいの発達の遅れがわかるのは、重度の人で２歳を超えてから、軽度の人にあっては、もう４歳、５歳、小学校に上がってからという方もおられるので、障がいの早期発見、早期療育につながらず、その保育園の先生たちが「発達に遅れがある。」と思っても、保護者に伝えることを非常に躊躇される。学校の先生も躊躇される。支援が必要なのに支援を受けていないというそのような子どもたちが多くなっているように感じています。

そのようなことで、保護者は障がい受容をしていない、うちの子は何か少し勉強が遅いだけ、理解が遅いだけ、ただ「できない子だ。」と思っていることと、特性があって、特性理解をしてしっかりと家庭教育をされている、そのような子育てを受けている子どもとでは社会性やコミュニケーションの力が違ってきます。

保育園での発見件数がとても多く、重度の人は、以前は発達支援センターに通っていて、私の時代は10時、３時の送迎で親はほとんど仕事ができませんでした。でも、０歳から保育園に在籍できているので、わざわざ在籍を辞めて発達支援センターには通わず、民間の児童発達支援事業所などを求めて、きちんとしたその集団活動を受け入れていないのです。療育がきちんと制度が整っても、その制度をうまく利用することが理解できないまま、過ごしてしまって、その中で養護者虐待がどんどん増えていると思っています。

今後もこの状態は続くと思っていて、この養護者虐待が増え続けることは胸が痛いのですが、この社会情勢の中でまだまだ増え続けるのだろうと思っていて、養護者へのサポート体制を何か構築していただくことを求めています。

もう１点は、私の子育ての経験からですが、やはり親の病院情報であったりとか、行きやすい食堂やレストランであったりとかいう情報はたくさんあるので、ペアレント・メンター活動がとても有効だと思っています。しかしながら、大阪府では自閉症スペクトラム症に特化した事業となっていて、知的障がいの私達大阪育成会（大阪手をつなぐ育成会）はペアレント・メンター受講資格がありません。

やはり、地域の中にたくさん親の会で、病院、リハ通（通所リハビリテーション）、いろいろな情報をたくさん持っている親が活動しているにも関わらず、そこになかなかつながることができない社会状況の一端として、ペアレント・メンター活動を各市町村育成会に体制整備ができるような何か事業があれば、虐待を減らすことができるのではないかと思っています。長くなって申し訳ありません。以上です。

○委員

大阪府中小企業家同友会です。今回は、企業の立場で参加しているのですが、大阪同友会（大阪府中小企業家同友会）では、会員企業が２，０００社ほどあり、私は障害者部という部会で活動をしています。

今後、法定雇用率がどんどん上がっていく、障がい者雇用の部分が増えていくというところで、やはりこの虐待防止も非常に重要な取組みになっていると思っています。ただ、企業としてはなかなか虐待防止という情報が少なくて、今回のように大阪府さんのこの取組みを私ども同友会のような組織がハブとなって、各会員企業にしっかりと情報伝達ができるようなことをしていかなければいけないということと、また企業側から障がい者雇用に関する、虐待に関する部分で情報があれば、大阪府さんに挙げることができるハブになるための取組みを、今後はしていかなければいけないと感じました。以上です。

○委員

大阪弁護士会です。最近、個別の相談を弁護士としていただいたりするのですが、気にかかっていることが、やはり施設従事者ですね、事業者さんの人手不足がサービスクオリティの低下や、その先にある虐待に繋がってるということが感じられます。人手不足は、もう介護業界、障がい業界に限らず、どの業界もそうなのですが、特にしわ寄せがいっていると感じています。

人がいないことはどこもそうなので、人を増やせということは難しいのですが、人がいない中で、どのようにしてスキルを繋いでいくかは、その法人の自助努力でもあるし、やはり、行政としてもそこをサポートしていくことが大事だと思うのです。

クオリティの低いサービスを提供しているその果てに虐待はあるわけですが、それを法人単位でどのようにして解消していくのかを考えると、やはり、虐待防止委員会がきちんと機能しているかどうかが非常に大きいと思っているのですね。だから、法人指導をされる際に帳票が揃っているかということは大事ですが、それだけではなくて、やはり、虐待防止委員会がどう実質的に活動をしているのかということまで踏み込んだ指導がされているのかということに、最近関心を持っています。

虐待が起きてしまえば虐待対応する部署が出てきます、日頃は法人指導課がしています、ということでは、そこに間隙が生まれてしまうので、もちろん大阪でも法人指導と虐待対応のチームで情報連携をされていると思いますが、もう少し法人指導が将来の虐待を防止するという観点から、虐待防止委員会の実質について踏み込んだ指導をしていただくことができればと思っています。以上です。

○委員

門真市立水桜小学校の校長です。よろしくお願いいたします。私は、小学校の校長をしているため、学校現場の部分からお話をいたします。

学校ということで、一番関わりがあるのは子どもなのですが、もちろんその後ろに保護者がいるということ、もう一つはやはり職員のこと。この３通りの考え方というか、対応しなければいけない部分があると思います。

職員については、私の学校ですと、５０人弱の職場ですから、必ず調査などをしながら本人の意向も聞きながら、職員に必要であれば周知もしながら取るべき対応を取っています。その中で問題が起これば、もちろん我々の場合は、教育委員会という部署があるので、そちらへ連絡して、必要な対応をしていきます。

その中で今日、お話を聞かせていただき、行政による虐待防止支援ということが、そのプログラムの中で活用ができるのであれば、学校現場としても非常によいのではないかと今日聞いていて感じました。

子どもに対してはもちろん、障がい者差別はあってはならないという教育は、常にしています。本校においても50人近くの支援学級の児童がいるし、日々、特別支援学級の授業と、通常学級での交流教育という形で子どもたちは関わっているので、日常の中でそのような差別がないように、いじめにつながらないようにということは意識をしてやっています。

一方で、先ほど少し話がありましたが、保護者の方との関わり方は、これも日常的にあるので、これが学校でできること、教員と保護者の関わり、学校と保護者の関わりの中でできることと、今、今日出しておられるようなこの行政でやっていただけることとのコラボレーションというか、つながりができれば、もっとよいのではないかと思って聞いていました。

○委員

お世話になります。忠岡町役場福祉課です。我々は小さい役場で、虐待や障がいに関連する業務を福祉課でしています。こちらの次第の３ページに書かれている課題について、お願いも含めてお話をさせていただければと思うのですが、「今後の研修における課題」と一番下の枠にあるポツの３つ目ですね、一番下。「令和６年度は、管理職も含めた虐待対応に携わるすべての職員を受講対象としたが、次年度以降も継続をするのか。」と課題で思われているところです。受講対象も多くなってしまうので、大阪府さんとして研修を実施されることも大変だということも説明に来ていただいたときにお伺いをしたのですが、我々小さい職場では特になのですが、異動が我々にはつきもので、必ずしも中で障がいの担当をしていた者が上がるとは限りません。いろいろな部署に異動があります。まったく、障がいのことをしなかった部署から突然、畑違いに障がいの担当をすることもあります。また新人で最初から虐待や障がいのことに携わるという現状もあります。加えて、私もそうだったのですが、まったく違う部署から管理職に突然なるということも実際にありまして、まったく知識のない中で突然、虐待判断というのを迫られることがあるのです。

だから、基本的なところから丁寧にしていただけるということは、とてもありがたいことだと思っているので、ぜひ基礎的なところから管理職も受けることができるような研修というものは実施していただきたいと、要望も兼ねてお願いいたします。

○委員

大阪府精神障がい者家族会連合会の副会長です。よろしくお願いいたします。精神の病気は、「１００人に１人が統合失調症を発症します。」と言われていますが、啓発活動も進んでいますが、なかなか精神の病気の理解は、偏見も取り除くことができない状況です。

病院内での虐待については、医療法の分野で別枠として考えられているので、虐待防止推進委員会には含まれていません。例えば、病院内での虐待を通報しますと、院内の関係者の委員会で協議され、院外の第三者が入っていない病院側ばかりの人間なので、第三者の構成が必要だと思います。

それから、相談窓口が令和６年４月にポスターができたとお聞きしていますが、それぞれの市役所なり、そのような自活センター（自立生活センター）なり、当事者が出入りするところに通報窓口がはっきり示されているかということも疑問です。まだ確認はそれぞれしていません。

それから、精神の病気も外部から見ると、あんまりわからない状況です。だからなかなか理解をされないのですが、やはり当事者も含め私たち家族が高齢で、大家連の活動も、退職後の年金生活者が大部分で、私どもで相談電話も委託業務でしているのですが、やはり家族も含め、支援をいただきたいと思います。

それから、研修に関しては、新人研修というよりも施設長への研修を行って、それが下の方に行き渡るような研修をしていただきたいと思います。

○委員

大阪府警本部（大阪府警察本部）人身安全対策室です。どうぞよろしくお願いいたします。

警察で障がい者虐待事案に携わる部分に関して、認知から通報にかけての部分、これらがほとんどではないかと考えています。先ほどご説明で、大阪の通報件数が非常に多いということで、これは虐待事案に対する関心が非常に高まっているというご説明がありました。警察としてもやはり、この家庭内で行われる虐待、主に警察が認知するほとんどは、通報を受けて現場に行き、その家庭内でのトラブル。このような事案をほとんどとして認知する場合が非常に多いので、この場合、認知したことを潜在化させないということで適宜適切に通報を行っています。　件数は、どうしても養護者による虐待、これの通報がメインになってきますが、今後もこのような事案を潜在化させないため努めていきますので、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

○部会長

はい、ありがとうございました。委員の皆さまからいろいろとご意見をいただきました。今後の大阪府の取組みにまた活用いただければと思うので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議題２です。「令和５年度大阪府内における障がい者虐待の対応状況について」に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

障がい福祉企画課です。資料２－１「令和５年度障がい者虐待防止法にかかる大阪府内の対応状況について」をご覧ください。

令和６年12月25日に厚労省より、令和５年度の全国の障がい者虐待の対応状況が公表されました。それを受けて、大阪府でも令和５年度の対応状況を公表しています。実際の資料が資料２－２になりまして、「令和５年度大阪府内における障がい者虐待の対応状況と大阪府の取組みについて」となります。その一部を抜粋して使用したものが資料２－１になっています。こちらの資料も、事前に委員の皆さまと共有していますので、簡潔に説明をいたします。

資料２－１のスライド１をご覧ください。こちらは府内及び全国の障がい者虐待の対応状況を示していますが、件数の後ろの括弧の数字は、令和４年度の対応状況についてです。比較をしてご覧いただければと思います。

「養護者による障がい者虐待」では、相談通報届出件数が1,841件、虐待と判断した件数が236件と、どちらも全国１位となっています。なお、相談通報届出件数では、２位の埼玉県が826件となっていて、大阪府とは、倍以上の差があるという結果となっています。続いて、「障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待について」は、相談通報届出件数が452件で、全国３位。虐待と判断した件数が117件で、全国１位となっています。「使用者による障がい者虐待について」は、市町村、都道府県で受け付けた相談通報届出件数が51件でした。参考に、労働局の対応として、使用者による障がい者虐待の状況を一番右に記載しているので、またご確認ください。

それでは、養護者、施設従事者、使用者それぞれについて傾向をお伝えいたします。まずは、養護者による虐待についてお伝えをいたします。スライド13をご覧ください。こちらは、大阪府の平成24年度からの養護者虐待に関する調査結果の経年比較です。相談通報届出件数は、虐待防止法（障害者虐待防止法）が施行された平成24年度から増加を続けています。警察からの通報が８割を占めており、相談通報届出件数と同じように、警察からの通報件数が年々増加していることが特徴になります。また、全国でも警察からの通報件数が最も多く占めています。スライド15ですが、こちらにも内訳を示しているので、またご覧いただければと思います。

次にスライド23をご覧ください。従事者による虐待についてお伝えいたします。令和５年度の相談通報届出件数が令和４年度に比べて約37％増加しています。要因としては、令和４年度から従事者への虐待防止研修の実施、虐待防止にかかる委員会や責任者の設置がすべて義務化になっていることや、府内や全国で事業所での虐待報道事案が多く発生していること、大阪府の研修でも、行政に相談をするような気持ちで通報してもらえるように周知を行っていることなどから、事業所の設置者や管理者をはじめとする職員の通報への意識が高まり、件数の増加に繋がったと認識しています。

スライド25をご覧ください。こちらは、大阪府の相談通報届出者の内訳の経年比較です。当該施設・事業所の設置者・管理者、サービス管理責任者、職員等を合わせた施設・事業者職員からの通報の割合が３分の１強となっており、こちらのスライドからも事業所の通報への意識が高まっていることがわかります。

スライド28をご覧ください。こちらは、府で虐待が認められた事業所種別の経年比較です。大阪府では、共同生活援助、いわゆるグループホームが最も多くなっています。また、スライド27ですが、こちらにもあるように全国でもグループホームが最も多い結果となっています。

次に、生活介護の件数が令和４年度より1.5倍ほど増加しています。スライド30のクロス集計①をご覧ください。こちらの表では、支援区分の高い重度の人が身体拘束を含む身体的虐待を受けやすいという従来の傾向が令和５年度も続いていることがわかります。

最後に、「使用者による虐待について」お伝えいたします。スライド32をご覧ください。こちらは、大阪府の平成24年度からの使用者虐待に関する結果の経年比較です。相談通報届出件数51件について、同一事業所での通報が複数あったことから、大阪府より大阪労働局へ報告した事業所数は、44事業所となります。

次に、スライド33をご覧ください。相談通報届出者の内訳の経年比較です。本人による届出が最も多い状況が続いています。

大阪府より、障がい者虐待の対応状況については以上です。

○部会長

はい。ありがとうございました。事前に委員の皆さまは、説明を受けていただいてるかと思いますが、改めましてこの場で何かご質問・ご意見等がありましたらご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。はい、お願いいたします。

○委員

先ほど、クロス集計のところで、身体的虐待の中で身体拘束が数字の中に入ってると言われて、私は納得をしたんですが、その身体拘束・行動制限はどのような内容で虐待認定をされたのか、教えてもらいたいということと、もし今わからなければ、来年度（令和７年度）の施設従事者の虐待防止研修の中で、身体的虐待のうち身体拘束・行動制限がこのくらいの数字で、内容とすれば、利用者の部屋の内鍵を取っていたとか、それはもう絶対にいけないということで虐待になると思いますが。また、衝動的に走り出したりする場面で行動制限するということが我々には多々あります。記録を取っていて、同意をもらっていることを当然しているのですが、どの程度までなら虐待と判断されないのか、我々施設従事者とすれば知りたいところですので、そのあたりわかれば教えて欲しいと思っています。

○事務局

はい。生活基盤推進課です。身体拘束の事例としては、グループホームの居室の出口に、夜間に出てくる利用者さんがおられた場合に、出てくることができないようにということで、リビングのソファーを居室の前に置いて出てこれなくした事例とか、あとは、暴れたので抑えたのだけれどもそれに必要な身体拘束の三要件の確認や手続きをしていなかったというような事例などがあります。この37件の一例ですが、そのような事例がありました。以上です。

○部会長

はい。他はいかがでしょうか。よろしいですか。また何かお気づきの点がありましたら、後日、事務局に連絡をいただければと思います。続きまして、議題３ですね。「市町村における障がい者虐待防止の取組みについて」島本町さんからご報告いただけるということで、よろしくお願いいたします。

○島本町

はい。島本町福祉推進課です。よろしくお願いいたします。本町は、大阪府さんの市町村指導を受けた際に、少ない職員で、虐待の件数も結構ある中で積極的な虐待判断をしているということで評価をいただいたことで、本日発表をさせていただいています。

本町としては、なかなか至らない点もあるのではないかと認識をしていまして、恥ずかしいところもあるのですが、ありのままをお話しさせていただき、皆さんからのご意見も頂戴をして、また本町としてもいろいろと学ばせていただいて帰りたいと思っているのでどうぞよろしくお願いいたします。

では、資料なのですが、４ページに島本町の概要を載せています。大阪府の一番北東に位置する市町村で、人口は約32,000人の町となっています。位置や市政的な特徴はご覧のとおりで、（３）障がい福祉の状況としては、身体障がい者手帳の所持者が1,099人、療育手帳の所持者が319人、精神障がい者保健福祉手帳が408人、障がい福祉サービス等の利用者状況としては、大人のサービスを使われている方が457人、子どものサービスを使われている方が235人です。

続いて、６ページから７ページにかけて、島本町の障がい者虐待の対応体制を掲載しています。１番の「通報届出相談」から７番の「モニタリング」までを想定して、虐待の対応体制を取っているのですが、特筆すべきことは、２番のコアメンバー会議ですね。担当者が課長、係長、担当ケースワーカーとなっているのですが、後ほど話をさせていただきますが、ここから部長や次長の管理職が入っていることが多く、それがスムーズな対応につながっているのではと思っています。

初期の打ち合わせについても、必ずその会議の体裁を取る必要がなくて、緊急時や夜間、休日等や電話や立ち話の打ち合わせでもよいということにしていまして、資料なども整っていないことが多いです。それでもよしとしているところが担当としては相談等がしやすい要素になっているのではないかと考えています。

次に、３番の「事実確認訪問調査」では、通報から48時間以内に何等かの状況確認を行うことを目標としています。ただ、緊急性が高くない場合は、関係機関と調整をして、48時間以内にこだわらず、適切なタイミングを計ることもあります。

５番の「対応方針検討会議」になります。次のページです。こちらは、担当者の箇所に部長、次長から入っているという状況になります。組織的に判断・決定を行うことが重要だということで書いています。実際には、ここ以外でも先ほどお伝えしたのですが、部長、次長が入っての相談も多くありますし、部として、虐待対応を優先する考えがあると思っています。

最後に７番の「モニタリング」です。「虐待件数の状況把握、進捗管理、評価を定期的に行う」部分です。本町としましては、正直、ここが弱くて、市町村指導の際も「終結のところがわかりにくいところがあるのではないか。」というご指摘をいただいた部分です。初期の対応は、速めに行っているのですが、件数の増加もあり、一旦急性期を抜けてしまうと、その後のフォローが宙に浮いてしまっているということも、正直ありました。今年度、ようやく対応の一覧表を作り、定期的に進捗管理をしている状況です。

８番目、「障がい者虐待の状況」ですが、９ページをご覧ください。こちらの表が、一番左に「通報件数」、その右側の括弧内にあるのが、養護者、施設従事者、使用者という通報件数の内訳です。一番右の「判断件数」の箇所が、その中でも虐待と判断したケースを書いています。ご覧のとおり、令和元年度から令和４年度については、そこまで多くの件数は、なかったのですが、令和５年度、令和６年度から急増している状況が見て取れるかと思います。これは、令和６年度にこちらの資料を作っているときに通報件数が14件だったのですが、作ったあとにまた通報が入ってきたりして、この件数も変わってきている状況です。

続いて、11ページをご覧ください。先ほどの表が再掲されているのですが、そこから読み取ることができる近年の傾向と分析を書いています。通報件数を見ていただくと、令和５年度、令和６年度から急増しています。正直、かなり通常業務にも支障が出るような増え方ではないかと思っています。虐待の可能性があれば、通報をしなければいけないという意識が広がっているという点では、もしかするとポジティブな予想かもしれませんが、ネガティブな点でいいますと、虐待の事案件数そのものが増加している可能性もあるのではないかと考えています。

次に15ページをご覧ください。「近年の傾向と分析」の２番として、施設従事者の虐待の欄を見ていただきますと、それまではあまりなかったのですが、これが６件、７件と計上されていることが確認いただけると思います。こちらについては、近年、事業所数が本町で増加していた障がい児通所事業所による虐待が多くなっています。本町としても、事業所における障がい者虐待を防止する取組みを進めていく必要があるのではないかと考えています。

13ページをご覧ください。こちらでは、一番右上です。「虐待件数が急増している」という箇所です。こちらについては、判断の考え方を少し変えたということも大きいかもしれません。やはり、虐待の判断を行うにあたり、過去の判断を振り返ってみても、虐待と言ってしまうと、事業所や保護者から反発があったりとか、なかなかそのような判断を躊躇しているようなケースも正直、見受けられたところがあると思います。確かに、必ずしも、悪質なケースばかりではないかもしれませんが、その中に虐待と判断される要素が含まれる事案については、近年、積極的に虐待判断を行っていまして、今後、そのような事案が虐待と言われないために親や支援者もより支援がしやすい形で町も一緒に検討をして、今後のよい支援につなげていきたいという考えから、そのような判断を行っているものです。

続いて、15ページをご覧ください。島本町の強みとして、３点書いています。まず、「初動対応を最優先している。」という項目です。虐待事案の発生時は、他の業務を中断してでも、事案の共有や、初期対応を行っています。課員は少ないのですが、管理職や担当以外の職員も含めて対応をしていまして、先ほども伝えているように、部長、次長、課長などの管理職も積極的に関わっているという体制が非常にありがたいと考えています。

次に「簡素で柔軟な会議・打ち合わせ」ですが、管理職も参加する対応検討会議、打ち合わせレベルのものもあるのですが、それを簡素で柔軟に実施していて、簡素なので、資料が不十分なこともあるのですが、それも含めて許容してもらっていますし、相談をしやすい雰囲気が迅速に動くことができている要素なのではと思っています。

最後に、「町内の事業所等との顔の見える関係性」という箇所で、もとから規模の大きな市町村ではなくて、事業所数も限られてはいるのですが、その中で近年、自立支援協議会の活性化に取り組んでいまして、ラインワークスの活用など、地域の関係機関の連携を強化しています。こちらは、虐待などが起こってしまい、通報があったときに事業所と話をしていくにあたっても顔が見えている関係で話をしていきやすかったり、そもそも連携があれば、虐待の予防的な効果もあるのではないかと考えています。

最後の項目で、17ページの「今後の課題展開」をご覧ください。３点挙げています。「虐待のモニタリング、終結の判断」という箇所では、本町の課題として考えているのですが、「虐待のモニタリング、終結の判断を適切に行っていく必要がある」という箇所で、今年度も宙に浮いたケースがないように割り出しているのですが、一定、管理はできていると思うのですが、今年度あったケースといたしましては、終結できるとした事例について、１カ月後に再発をしてしまったりとか、そのような課題はまだまだあるのではないかと考えています。

次に、「障がい福祉サービス等事業所への研修の実施」です。やはり、障がい福祉サービス等事業所の施設従事者の虐待も近年、増えているということで、令和７年３月に施設従事者向けの障がい者虐待防止研修を開催して、事業所の意識の向上も図っていきたいと考えています。

最後に、検討中の内容にはなるのですが、インターネットを活用した、虐待通報の受付フォームの整備を検討していまして、虐待を通報しやすくするチャンネルの増加や、受け付けた側も受付後の対応をやりやすくしていくような取組みを検討しています。

以上です。本町としてもなかなか十分に対応ができているところばかりではないと思い、発表することは少し恥ずかしいところもあったのですが、本町の実態として発表をいたしました。いろいろと感じることもあると思いますので、皆さんのご意見もいただき、勉強をさせていただき、改善を図っていきたいと思っているので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○部会長

はい。ありがとうございました。お忙しい中、いろいろと整理をいただき、資料も作っていただいたので、ぜひ今報告をいただきました内容について、ご質問や前向きな意見として「このようなことはいかがでしょうか。」ということを出していただければと思います。いかがですか。せっかくですから。お願いいたします。

○委員

弁護士です。島本町さん、ありがとうございました。非常に参考になるご報告であったかと思います。行政の仕事一般に言えることですし、虐待の分野は特にそうですが、仕事をすればするだけ、仕事が増えるということがこの分野の特徴なのですが、その中で、少人数で果敢に取り組まれていることは、素晴らしいと思いました。

最後の点ですよね。ネットを活用した虐待通報の受付フォーム。これをするとまた仕事が増えると思うのですよ。その中で、少人数で回すことができるための効率化を考えていこうという姿勢が素晴らしいと思いました。結構、人がいないからということで、尻込みをして取り組まないという姿勢を示す行政が多い中で、どのようにすればこの体制でやっていくことができるかということを考えているということは非常によいと思っていまして、このフォームのこともうまくいった場合、ぜひ、広く府内に展開をしていただければと思っています。以上です。ありがとうございました。

○部会長

はい。ありがとうございました。他はいかがでしょうか。お願いいたします。

○委員

今回、この推進部会に参加をさせていただき、島本町さんの話を聞いて、非常に喜ばしく思い、参加させていただいています。私ども、大阪府精神障害者家族会連合会も今、医療費助成などの取組みが実現されるように、10万筆の署名を集めて、10年以上前に国に持って行き、医療費助成をずっと願っています。精神の病気の医療費助成は、通院は費用負担はないのですが、入院に関しては、1カ月入院をして30万円くらいかかります。両親が働いている普通の家の息子さん、娘さんにかかってくる費用は非常に高いです。それから、生活保護を受けられた方は医療費が免除になりますが、大家連（大阪府精神障害者家族会連合会）として取り組んできたそのお手本が島本町さんで、医療費助成は、近畿圏では奈良県が獲得、そして島本町さんが獲得をされているので、医療費助成については、ピアも４０歳代後半になると、眼科や内科など、医療費がとてもかかってくるのです。２級の精神障がい者の障がい年金というのは、１カ月６万９千円ほどですから、その医療費が非常に逼迫して、家計の負担になってきます。それを島本町さんが率先をしてされているので、どのような町なのだろうかと興味を持って本日、参加いたしました。島本町さんのそのようなところを私たちも勉強をさせていただきたいですし、議員さんとそのようなコネクションをお持ちなのかと想像もしていますが、今後ともよろしくお願いいたします。評価として精神障害者家族会連合会としては、島本町さんに拍手喝采という感じで、今後ともよろしくお願いいたします。

○部会長

はい、拍手喝采ということでありがとうございました。

今いただいた内容で、島本町さんから何かコメントがあればしていただこうと思っているので、まずは、委員の皆さまからご質問・ご意見をいただきたいと思います。その他いかがでしょうか。では、お願いいたします。

○委員

大阪社会福祉士会です。貴重なご報告をありがとうございました。僕もこの少ない人数の中で、まず、48時間以内に通報された状況を確認するということ、これは、素敵なことだと思いました。これはもう、ぜひぜひ続けていっていただきたいと思います。大変だとは思いますが。何かあるからこの通報があがってきているわけだから、そこの事実確認をしていくということは、非常に大事なのだろうと思っています。

僕もずっと障がい関係の仕事をしてきて、大学で学んでいた頃というのは、家族さんとよく話をしたときに、少し前までは学校にさえ行かせてもらえなかったのだと。就学免除という形で、紙切れ１枚で入学さえもさせてもらえなかったというところから、僕たちは余暇支援のボランティアをしていたのですが、そのときにも「学校へ行けるだけでもありがたいのに、余暇まで行ったらバチが当たるわ。」というようなお母ちゃんがいて、それが役所にいろいろと呼びかけをしていく中で、「遊びに税金を使う気ですか。」と行政からは言われても、放課後デイができて、ガイドヘルパーができて、余暇の重要性というものも広がってきて、どんどん、どんどん権利というものの意識が変わってきていると思うのです。しかし、元々ないといけない権利であったはずなのですね。

だから、自分たちの価値観で判断をするのではなくて、今の生活がどのように置かれているのかをやはり行って見てきてくれるということは、非常に大事なことではないかと思いましたので、ぜひこれは、続けることができる仕組みであったりとか、人員配置など、それも一緒に引き続き考えていっていただければと思います。考えていく仕組みができればよいと思います。ありがとうございました。

○部会長

はい。ありがとうございました。他の委員の方、いかがですか。では、お願いいたします。

○委員

枚方市です。今、発表を聞きまして、通報件数14に対して判断件数が11ということで、非常に積極的な判断をされているところは、正直素晴らしいと思ったところで、例えば、障がい者の施設等の虐待であれば、どうしても我々の中でまず、「適切な処遇ではない、虐待ではないけれども、適切な処遇でもないよね。」というようなそのあたりの判断が非常に難しい。どこまでが拘束で、どこからが虐待かというそのような線引きですね。例えば、数字で何かが出て、「30点以下であれば、このようですよ。」という形にすると、我々には判断がしやすいのですが、どうしても感覚といいますか、感性といいますか、あとは事実確認とそれらを踏まえてなのですが、どうしてもそこで消極的といいますか、まずは「適切な処遇ではないよね。」ということで、私どもだと市役所の中に福祉指導監査部があるので、その事業所に関してだということで連携すると。その中で一定、施設の方にもそのような形で報告をすることで行政力といいますか、それが働くのではと、正直その対応が多いのではということはお話を聞いていて思いました。

今後の研修ですよね。中々そのあたりの目線合わせは難しいとは思うのですが、どこからが虐待かということが本当に難しいのですが、改めてその研修、あと職員、大阪府、他市さま、関係団体の方との目線合わせが非常に大事なのではないかということで、聞かせていただきました。

○部会長

はい。ありがとうございました。あと、いかがでしょうか。では、お願いいたします。

○委員

恥ずかしい話なのですが、令和５年度に今回の大阪府の虐待判断された件数に、私どもの入所施設が入っています。入所施設は、知的も身障も合わせて90以上あるのですが、他の市町村からたくさん受け入れているということで、令和５年度にあったケースでは、私どもは能勢町ですから、大阪の北の上にあるのですが、虐待を受けた被虐待者は南の方だったのですね。すぐに通報をし、３日後には来てもらいました。４名の人に来てもらいました。丁寧に対応をしていただき、我々も勉強をするところがたくさんありよかったのですが、聞くところによると、兵庫県のケースなのですが、虐待通報をした事業所があって、虐待の資料なども準備してきちんと報告をしたにも関わらず、結局、いつまで経っても調査に来なくて、最終的には文章で「何々の件については虐待と判断します。」などというようなことがあったということをこの１月に聞いたのですが。その会議の中で、「鹿児島県でもそのようなことがありました。」ということだったのです。

我々としては、虐待が起こって、施設全体が沈み込むのですが、次のリカバリーをするためには、やはり来ていただいていろいろと意見をいただき、そしてリカバリーをしていく方向で考えているので、できれば必ず来ていただきたいという思いを持っています。大阪府でそのようなケースがあるのかどうか。もしあれば、またお聞き願いたいと思います。

○部会長

ありがとうございました。大阪府で、出てきた件数を、すべて事実確認を行うということで徹底をしていくという、おそらくそこに繋がっていくだろうと思います。後ほどまた何か、コメントがあればお願いいたします。

今、いくつかご意見や感想をいただいたのですが、島本町さんからそれに対して何かありましたらコメントをいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○島本町

いろいろとご意見を頂きまして、ありがとうございます。精神の医療費助成のところですが、本町では、珍しい取組みであると認識をしていまして、そのような方の医療費の助成で役立っているということで実際にお話をお伺いできてうれしいということで、こちらとしても虐待に関わらず、いろいろな方の支援を行っていく中で、精神の方は特に入院をしたときの費用が非常にかかるということで経済的に中々難しいとなったりすることもあるのですが、こちらとしてもそのような引き出しがあることで、支援のしやすさにつながっている面もこの制度についてはあると思っています。

あとは、インターネットを利用するとまた件数が増えるかもしれないということでは、まったくそのとおりだと思っていて、導入の方法については、やはり体制とセットにしなければいけないと思っているので、そのあたりしっかりとタイミングなどを計ったり、受付の体制をしっかりと整えなければいけないなと、土曜日や日曜日、長期休暇の場合はどのようにするのだろうとか、そのあたりも考えていかなければと思っているところです。

「早めの対応ができていて」というご意見もいただいていますが、そこについてはやはり、虐待の対応を一番にしているのですが、他の一般業務で大阪府さんをはじめ、通常業務などで提出が遅れたり、ご迷惑をおかけすることもあるので、その点は申し訳ありませんが、課として全体的な業務の見直し等を考えて、できるだけそのようなことがないようにしながら、引き続き対応ができるように行っていく必要があるのではと思っています。

施設従事者の虐待等もどこからが虐待かということも難しいと、支援を行っておられる方もそのように思われるだろうし、こちら虐待判断をする側も非常に難しくて、そこは感覚というか、「やむを得なかったのでは。」とそのあたりで今は判断をするということになっているのですが、そこの統一的な見解などがあるとお互いにしやすいのではないかと思ったりするので、そこはこちらとしても課題だと思っています。

あとは、入所施設の虐待の話もありまして、調査がなかなか来なかったということもあったのですが、やはり行政といたしましても、すぐに動くことができないことも多くて、そのあたり、ご迷惑をおかけしている部分もあって、そこもできるだけ早く動くことができる体制を、虐待数の増加もあるので、今後考えていかなければいけないのだろうと思っています。

○部会長

はい、ありがとうございました。時間の関係で一旦、ここで議題３は打ち切らせていただき、その後時間があればまたやり取りができればと思います。島本町さん、お忙しい中、ご発言と発表をありがとうございました。感謝の気持ちを申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは、議題４に移ります。「各関係機関の取組み状況について」です。冒頭で言いましたように、当部会は、関係機関との連絡の場です。各委員の皆さまには、関係機関を代表して、ご就任いただいているので、それぞれの立場における障がい者虐待防止の取組み状況等や、課題についてお一人、３分程度報告をいただければと思います。最初に早退される委員から時計回りに報告をお願いいたします。

○委員

ありがとうございます。大阪弁護士会では、大阪社会福祉士会と一緒に大阪府下の自治体と契約をして、障がい者虐待防止のケースのアドバイザーを派遣するという事業をずっとしています。今年度の実績は、今、契約自治体が大阪府を含めて１２自治体あります。件数は、２月20日時点で16件ということになっているので、コンスタントに月１～1.5件あるかといった感じです。内訳は、大阪府が７件ということで一番多い。大阪府は、その大阪府下の直接契約をしていない自治体が利用するサービスを提供しているという関係になるので、件数も多くなるといった感じです。

ただ、残念ながら契約はしていただいているものの、年間に１回もアドバイザーを呼ばないという自治体もそれなりにありまして、もう少し活用をしていただければよいのではと毎年思っています。件数は例年、十何件と横ばいでして、もう少し活用をしていただくために我々も啓発活動を引き続きしていきたいと思っています。以上です。

○委員

門真市立水桜小学校です。最初にお話をさせていただいたように、学校という現場において、虐待に関わるということにいろいろな形があるかと思うのですが、とりあえず目の前にいるのは子どもたちで、障がい者虐待というよりも児童虐待との関わりが一番大きいと思っています。その中で、障がいのある子に対する虐待は、一番重視して見ていかなければいけないことだと思っています。先ほども言いましたが、普段の教育活動の中で、共生ということも念頭に置きながら、子どもたちには様々な形での教育を行っているところです。

例えば、一昨日のことです。支援学校の子どもが私どもの学校に訪問をしてきて、地域交流という形で１年生の児童と一緒にお母さんからお話しいただいたり、子どもたちと一緒に遊んだり、障がい理解という部分での教育というものは、学校が担うべき部分だと思っています。私も一緒に話を聞かせていただいたのですが、保護者の思いというか、それも我々は子どもを預かる立場として、後ろにいる保護者の方の気持ちも考えながら取り組まなければいけないと思いました。

虐待ということで言うと、我々の立場は虐待を見たり、聞いたりした場合は、通報をしなければいけないという部分もあるので、先ほどから言っておられるその判断は非常に悩ましい部分があります。おそらくは、家庭でのことや地域でのことなど保護者の方もとても悩まれている部分もあると思うので、どのようにしてそこに寄り添うとか、できることは何なのだということは、日々現場としても悩んでいる部分です。本校でいうと、450人近くのお子さんを預かっているわけで、支援の必要な子、そうでない子も含めて、見ていかなければいけないということは、教職員一同、肝に銘じています。

それから、この会に参加して、職員の中のことというのもやはりきちんと考えていかなければいけないと管理職として思います。普段の職場の中では、私の今の現場では把握していないと思っていますが、やはり障がいを持っている、特に学校現場における場合は、職員の身体的な部分の障がいというものはある方もいますので、そこはきちんと配慮をしていきたいと思っています。以上です。

○委員

忠岡町です。本町では、まず、町の取組みとしまして、珍しいことはできていないのですが、町で『福祉の手引き』という福祉の案内冊子を作っていて、そちらでいろいろなサービスや、案内を載せている中に障害者虐待防止法について掲載をしていて、窓口にいろいろと相談やサービスの申請等に来ていただいた方にお渡しをしたり、ホームページ等にも掲載をしていまして、そちらで広報をしています。

あとは、別途虐待防止啓発用のリーフレットを大阪府さんからいただいたり、作ったりして配布をしています。また、12月に障がい者週間があり、町で街頭啓発を行っているのですが、そこに「障がい者虐待はやめましょう。」という内容のリーフレットもまぜて、一緒に駅前等で啓発を行っている状況です。

本町の虐待ですが、年間およそ10件未満程度、通報であったり窓口相談が来ています。その中で一番多いものは、家族内の口論から発展をした他害的な暴力ですね。叩いてしまうとか、きつい言葉でいろいろと言ってしまうということが出ていますので、それらをお聞きした場合は、できるだけ早く関係機関、計画相談員さんや、ご家族さんなどにお電話等で事情確認をし、事情に応じて職員で訪問などもしています。そのあとは、通常の流れでコアメンバー会議を開いて、事実確認を行っています。

内容として困っていることといいますか、養護者の方への虐待が数件ありまして、お母さんに対する虐待といいますか、暴力が何件かあります。子どもさんからすると、身内で一番甘えやすいところなので、イライラやうまくいかないところの矛先がいってしまったりとか、お母さまなので「自分が我慢をすれば。」とおっしゃる方も多くいまして、そこの対応も本町としても困っているところがあります。いろいろとお話をさせていただき、お母さまにも分離であったりとか、サービスをもっと増やして少し離れる時間を増やすなどいろいろと提案をするのですが、やはり最終的に分離となると、「もう大丈夫です。家で頑張ってみます。」であったりなど、中々こちらの提案どおりに動いていただけないこともありますし、ご家族の気持ちもわかるので、行政としてどこまで踏み込めばよいのかということが中々図りかねるといいますか、こちらから見ると高齢者虐待に当るのだろうなといろいろあるのですが、そこの判断については困っている状況です。養護者のための制度がないと感じていますので、そこをどのように作り上げていけばよいのかというところが課題だと思っています。以上です。

○委員

先ほどたくさんお話しいたしましたので少しだけ。精神障がい者の発症は18歳くらいから。最近は私たち大家連（大阪府精神障害者家族会連合会）でも電話相談をしていますが、長い間家にいて、服薬もされなくて、落ち着いておられて、年齢が高齢になってくるとやはり大声を出したり、医療にかかっていない方が大変だということも電話相談でお聞きします。

それから、若い人が精神障がいの病気になれば、自分は病気だという認識がなかなか落ち着かずに、服薬、治療と進んでいくと落ち着いてくるのですが、親は、鍵と財布を玄関に置いて、すぐに逃げることができるようにと、まず自分たちの保護を考えるように最初は勉強をしました。中々理解はされないのですが、そのことを今、中学生くらいから教科書にも載って来るようになったし、啓発は進んだのですが、なかなか偏見がなくならない時代ですが、皆さんの協力のおかげでかなり進んできたと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

○委員

府警本部です。どうぞよろしくお願いいたします。大阪府警で対応をしています、障がい者虐待事案の現状と取組みについて説明をいたします。まず、現状ですが、統計数値になります。警察では、数値を年度ではなく、年で集計をしていますのであらかじめご承知ください。令和５年中の大阪府下の障がい者虐待事案の対応件数については、1,502件。令和４年中と比較をして、マイナス23件。マイナス1.5％と減少しています。推移ですが、法施行が平成24年にあってから、対応件数については右肩上がりでずっときています。最高対応件数を記録しているのが令和４年の1,525件で、令和５年は1,502件ということなので、このあたりで高止まりではということで分析をしていますが、令和６年はまだ数値が確定していませんが、令和５年より若干多い程度で推移しています。

取組みですが、高水準で推移する障がい者虐待事案ですね。先ほども言ったように警察としてはやはり、潜在化させないということを肝に銘じて、何よりも事案認知をした段階での初期対応、これを重視しています。当然、マンパワーがあるので、通報を受ければすぐに現場へ行きます。そこで養護者なり、障がい者との関係性、虐待行為の程度を踏まえて、加害者の検挙であったり、その場で身柄を拘束したりとそのような対応も取っていますし、その後通報という形にしています。

これは警察署で主に対応をするのですが、警察本部内にも24時間体制の支援班を置いています。障がい者虐待事案を含めて、あらゆる人身の全関連事案を認知すれば、すべて本部に速報ということで、事案の対応要領なども本部も含めて検討といった体制を取っています。今後もその体制を充実させながら、警察としてできることを一つ一つしていきたいと考えています。関係機関の皆さま、自治体の皆さまとの機密な連携は欠かすことができませんので、今後も引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○委員

大阪労働局です。私から大阪労働局の取組みについて、改めてになるかもしれませんが説明をいたします。厚生労働省都道府県労働局では、使用者による障がい者虐待を防止するための取組みを行っています。労働関係の法令では、職業の種類を問わず、事業または事務所に使用される者を賃金で支払われる者を労働者と定義し、事業主または事業の経営担当者、その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をする者を使用者と定義しています。いわゆる労働契約とか雇用契約を結んで働いて給料をもらうというイメージになると思いますが、逆にいえば、委託契約や請負契約など、最近の言葉で言うとフリーランスの契約については、雇用契約に該当しないという前提ですから、使用者、労働者という定義には該当しないという形になります。

使用者による障がい者虐待については、労働基準法とか、最低賃金法といった関係法令に基づき、適切に権限の行使を行うこととするわけですが、具体的には、労働基準監督法令については所轄の労働基準監督署、障害者雇用促進法については所轄ハローワーク、パワハラ、セクハラ、労推法（労働施策総合推進法）とか均等法（男女雇用機会均等法）というものについては、労働局雇用環境均等部指導課で対応をしています。複数の関係法令に接触する場合は、調整をしたうえで、各部署で併せて対応をする場合があるということです。

その他、労働関係法令に基づく、立入り調査や行政指導等の対象とならない民事上の個別労働紛争についても、個別労働関係紛争解決促進法（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律）に基づき、総合労働相談コーナーで相談を受けたり、助言やあっせんといった解決に向けたお手伝いをしています。

使用者、いわゆる障がい者虐待については、都道府県と連携をしていますが、大阪府作成の資料にもありましたとおり、大阪府と大阪労働局では、全国的なスキームに加えて、実務者会議の開催や、事案によっては個別に大阪労働局内の担当者と、大阪府または市町村職員が連携をして調査、指導に当たるということもあります。

特にＡ型事業所等については、使用者による障がい者虐待と施設従事者による障がい者虐待、運営面での指導も含むかと思いますが、両方に該当するケースもあるので、ハローワークと市町村が連絡を取って合同で調査をする事例もあります。

使用者による障がい者虐待の対応実績ですが、大阪労働局内における状況は、大阪府作成資料の中の20ページ、21ページあたりに記載をしていますので、またご確認ください。

以上、簡単ですが、私からの説明を終わります。

○委員

私は、大阪府の社協（社会福祉協議会）の成人施設部会から代表で出てきています。成人施設部会は、知的、身障（身体障がい）、救護の約100事業所が参加している部会です。奇数月に会議を開催しています。先ほども言いましたように、令和５年度に私どもも含めて加盟事業所の２件の事業所で虐待事案が発生した。これを受けて今年度は、虐待防止について重点的に取り組むということをこの部会で申し合わせて、活動をしてきました。

７月に管理者向けに研修を。大阪府の生活基盤推進課の協力を得て、一部動画で研修を配信・視聴いたしました。そして８月に臨時で東北福祉大学の竹之内先生による虐待防止研修。90分くらいの話ですが、アーカイブで配信をし、多数の方に視聴していただきました。

それから、大阪府の社協の研修グループのホームページを見ていただくと、たくさんの研修が載っているのですが、今年度は、オンデマンドで虐待防止研修を。これも大阪府の生活基盤推進課の協力を得て、６月と１月、１月はまだ28日まで研修をするのですが、それぞれ50日間配信をしました。６月は2,790名の方が受講されました。１月は今現在450名が受講中です。

事業所は、年２回虐待防止研修をしなさいという縛りはあるのですが、ただ、このように視聴するだけの研修というものはいかがなものかということが私にはあるので、来年度は少し形を変えて、動画配信でもグループワークができますから、グループワークを中心とした研修会にしていくことができればという思いです。以上です。

○委員

枚方市です。人口が以前は40万人いたのですが、少し減ってきて39万人くらいという中で手帳を持っている方に関しては、増加傾向にあるということです。特に枚方市で見ると、平成31年３月末時点で、精神障がい者手帳（精神障がい者保健福祉手帳）をお持ちの方が約3,800人。これが令和６年３月時点で4,700人ということで、この４年間で1,000人くらい増えてきています。特にお子さんも多いのではと思います。療育手帳等については、比較的横ばいですが、それでも増加傾向ですね。療育手帳に該当しない方が精神の手帳にというパターンが多いのではと感じています。

あと、虐待通報ですが、97件ありました。その中で、養護者に関する虐待通報ということで、78件ありました。その中で警察さまからの通報件数が58件ありました。比較的多いのではないかと感じています。

その中でも地域性というか、わからないのですが、私が感じることとしましては、精神障がいの方ですね。パートナーからの暴力といいますか、警察に通報があり警察が行って一旦落ち着くというパターン。それから私どもに通報が来るということです。そこで当然、本人からＳＯＳがあったりする場合は、訪問あるいは電話等で対応しています。そこでご本人から結局行政の関与を望まないという方もおられます。その方の場合様子を見て、ＤＶの場合ですとＤＶ担当課に今まで相談があったかどうかを確認し、ないようであれば裏を取らせていただく中で聞き置きをしていました。

ただ、それでよいのかという点がありまして、これからは一過性のものでご本人から行政の関与を望まないという申し出のあった分についても、通常でしたら訪問ができればよいのですが電話等で確認を取る。例えば、パートナーからの暴力であれば、ＤＶの相談機関ですね。もし、お子さまがいらっしゃるということであれば、面前虐待などに該当することがあるので、それは子育ての関係部署とも連携を取りながら対応するように、今課の中で取組みを進めています。

精神障がいの方は長期的に年に１回相談があるという方がおられますので、それらの方に関しては、サービスの提供だとか、あと警察から通報がある方は、比較的事業所と繋がっていない方が多いので、定期的に相談のある方は、事業所等を紹介させていただき、どこか相談できる、何かあったときに話ができるような環境を持つことができる形でこれからも対応をしていきたいと考えています。

○委員

府身協（大阪府身体障害者福祉協会）です。警察のことでお尋ねをしたいのですが、高齢の障がい者で、手帳を持っていないのですが、この方が義弟に殴られたということです。そしてお金を支払い、診断書を近くの医院でもらい、届を出すために警察へ行ったのですが、このときに警察は「事細かく書きなさい。」と。いつ、何時頃、どこで、誰にどのようにして殴られたか。また道具はなかったかなど、それらを細かく書くように言われて、高齢の障がい者で、それが書けないということで帰って来られたのです。

だから、各警察署でその虐待ということに対して、統一したものがあるのかないのかということと、それが虐待になるか暴力になるかということの違いですか。警察では虐待と暴力を分けて考えておられるのかなと思ったりもしたのですが、そのあとで、担当の方が優しく「思いつけば書いて持ってきなさい。」と言われたらしいのです。この「思いついて」というのは、時間から何から細かいことすべてを書かないといけないということで、それが無理な状態の人なのです。このときに警察は、統一した見解を何か持っているのであればよいのですが、各警察署によって違う、警察署というよりは担当者によって違う考えをお持ちなのか、どこからどこまでをということを線引きしているのか、そこを教えていただきたいと思いました。この場で聞くべきことではないかもしれないと思いましたが申し訳ありません。よろしくお願いいたします。

○委員

恐れ入ります。まず、個別ケースのため、私も少し理解をしていないのですが、おそらく、診断書を取って行かれて、署に行かれたということは、被害申告をされるという意思のもと行かれた。相手を処罰して欲しいということですね。そのように理解しています。そうであれば、当然、事件になりますので、いつ、どこで、誰からどのようなことをされ、どのような怪我をしたということを報告する。これは当然必要な行為ですから、そこを聴取したのではないかと推察されます。ただ、聞き方については、それぞれの担当者がいますので、穏やかに聞く者もいれば、矢継ぎ早に聞く者もいて、そのときの印象も変わってくるのではというところで、そこで不快な思いをされたのであれば申し訳ないと思っています。

あと、虐待での暴力に対する統一した見解ということなのですが、これは、障がい者虐待と事件、いわゆる暴力を受けて被害申告という行政と司法という形でのすみ分けをしていますので、あくまでも障がい者虐待事案として認知して通報という手続き、これは国から統一した見解になっていますので、虐待の通報に至る部分、ここは統一しています。事件も事件で司法手続きのものは司法手続きで、これらも当然統一した見解で行われているものと認識をしています。

○委員

障がい者だけれども手帳を所持していない、それほどの障がいを持たずに年を取ってきたのでそのようになった。私どもの会に入っていただくとしても、手帳がなくても入ることができるのです。高齢の方なので、怪我も治ってしまったので、だからもうどうだということはないのですが、このようなことがあったのだなと、今後のことを思うと、教えていただいて勉強をさせていただければと思ったものですから。ありがとうございます。

○委員

大阪府社会福祉協議会です。本会では、権利擁護推進室で日常生活自立支援事業をしていまして、ここを利用される方というのは、認知症であったり、知的障がいの方や精神障がいの方で、判断能力に不十分なところがある方々なのですが、この制度を利用して、ご自身の福祉サービス利用の支援やあとは金銭管理を利用される方が多いのですが、それを利用しながらご自身の生活をしっかりと送っていくという部分をサポートしています。金銭管理と絡んできますので、経済的な虐待とも密接に関わってくるということで、養護者や施設の方などがお金を管理されている中で、ご自身のお金が減っているとか、渡されるお小遣いがかなり少ないというところから繋がるケースもあります。精神障がいの方だとかなりこだわりがあるので、「このお金はこれ。」、「このお金はこれ。」という形で区別をして、ご自身が納得できるような形で渡すことができるように丁寧にサポートをしていくということもしています。

丁寧にサポートをしていくというところや、本人の気持ちや意思を尊重するということでしているのですが、どこまでするのかという部分と、あと、近年は銀行の窓口が統廃合で少なくなり遠方まで下ろしに行かなければならないなど、支援をするうえでいろいろな困難・課題が出てきているという状況です。あとは、キャッシュレス決済が増えてきているので、支援者の知らないところでご本人がゲームに非常に課金されて、お金がなくなっていたということなどがあり、どのようにサポートをしていけばよいのかといった課題もあります。

あと一つ、中で個別の事例になるのですが、お母さまの方がいろいろと借金をされるのですが、そこをご本人さんの生活にもかかることだからということで、お母さんがされた借金をご本人さんのお金から返すということがありまして、これは虐待に当たるのではないかと、支援者の方々も気づいて、相談をされたそうです。ところが、ご本人さんが「自分の生活のためでもあるので、そうではないのだ。」というようなことをおっしゃったことで、ご本人さんがそのように言うのだから、虐待には当たらないという形で判断されたというケースを聞いたことがあるのですが、このような場合はどうなのかということも聞いてみたいと思って、この会議に来ました。もし判断の基準など何かあるのであれば教えていただければと思います。

○部会長

どのような形を取るのでしょうか。

○事務局

障がい福祉企画課です。そうですね。そのような事案を認知された場合は、お住まいの市町村に通報をしていただければと思います。話を聞いていると、経済的虐待が疑われる事案ではないかと思うので、ご本人さんの意思には関わらず、やはり通報はしていただければと思います。

○部会長

通報・相談という形ですかね。

○委員

おそらく市町村に相談した結果、そのようなことだから、虐待にはならないという判断がされたということを聞いたので。

○部会長

通報したという形になるのでしょうか。

○委員

相談をしたということで、どこに相談をしたのかまた確認します。

○部会長

市町村が窓口になるので、そこにされたのか。今の事務局の回答がおそらく正当なルートだと認識をしていますので。

○事務局

もし、通報されて対応をされたということであっても、その後もそのような状況が続いているようであれば、再度、相談をしてもらえればと思います。

○委員

大阪社会福祉士会です。当会としましては、大阪弁護士会さんと一緒に、事業の３番「専門性の強化事業」という部分で専門職の派遣を行っています。大阪府と、障がいに関しては９市町村と契約をおこない、判断ケースの専門職の派遣を行っています。ちなみに、高齢者のほうは16市町村と契約をしていますので、そのあたりも温度差があるのではと感じたりはするのですが。困難ケース等がありましたら、ぜひ、依頼していただき、いろいろな視点で物事を見ていくことは大切ではないかと思っています。

それ以外にも弁護士会さんと共同での勉強会を年２回ほど開いています。事例を通して視点の違いであったり、違った見方などの勉強会を開いています。

会独自としては、当会は社会福祉士という会なので、本当に児童分野から障がい分野、高齢分野、生活困窮など、いろいろな分野のソーシャルワーカーが集まっています。そこで障がい者虐待、高齢者虐待というのではなくて、継続的に力による抑制があること自体がいけないのだということで、虐待そのものをどのように認識していくか、確認していくかということが大事ではないかと考えて、倫理研修を必ず行っています。

今、この現状の中で、弱者は誰になっているのかと。立場が変わっていくと、今まで障がいがあり守らないといけないと思っていた人が、今度は加害の当事者になっているケースもあったりなど、障がい者だから虐待、被虐待者ではなくて、状況によっては立場が変わっていくということも認識しながら、継続的な力の暴力性を排除していくという認識も大事だということを、会としては会員に対して研修をしています。

○委員

大阪手をつなぐ育成会です。育成会では、障がいのある本人が中々自分のことが言えない、権利侵害を受けていても、また虐待を受けていてもわからないので、代弁者として私のように親が当事者団体として活動をしていることが多いです。

そこで本人の権利を守ったり、意思を尊重した暮らしの向上をめざして、障壁になっているものが時々親であることがあるので、そこの勉強をして、本人にもわかりやすい版、絵が入ったものを使って伝えたり、できるだけ本人が理解を深めるような取組みをしています。

知的障がいのある人の多くは本当に自分で困りごとが言えないので、合理的配慮の制度、法律が整っても、中々何かをして欲しいということが自分で伝えることができず合理的配慮が進んだような実感はありません。育成会としては、本人たちだけでは言うことができないのまた親もまたわざわざ並ぶ行列のある所に連れて行き、「うちの息子には障がいがあるので、予約を取らせてください。」などとお願いをするような生活ももうくたびれていまして、事業所さんや行動援護、移動支援の事業所さんで親以外の代弁者が出てきてくださればよいのになというお願いごとを、今しているところです。

手をつなぐ育成会では、まず、知的障がいの人を知っていただかないと、何に困っているのか、障がい理解がないことで課題行動を取り押さえなければいけなかったりとか、間違った支援が出てくるということで、障がい理解の取組みを一生懸命していて、啓発活動もしています。また、学校の福祉学習などにも呼んでいただくことができれば、講師としてつたないですが、行かせていただき、障がい理解に尽力をしているところです。

私たち、近年の育成会の課題としては、いろいろなセミナーなど月に３、４回研修会をしているのですが、権限移譲が市町村になることにより市町村間格差があり、同じ大阪府に住んでいても、福祉サービスが整っている島本町さんではありませんが、格差があり福祉サービス格差があるということの課題に取り組み、市町村でできる限り同じサービスを受けることができるように大阪府の市町村支部で要望を市に出していこうという活動もしています。

また、大阪府で取り組んでいただきたい内容に関しては、大阪府と話し合いをして、懇談などをしています。

そのほか、養護者が虐待の件数にたくさん挙がることを、今後どうにかして減らしていくということを活動の一番の取組みと考えて、笑って子育てができるような発信をしていきたいということで、今会員外の方にも「わかりたすくセミナー」を受講できるように府下の支援学校の校長会で「このような研修があります。会員外の方も視聴できます。」という情報発信に努めています。以上です。

○委員

大阪府中小企業家同友会です。企業側として、同友会であったり弊社の取組みをお話いたします。そもそも虐待の要因が、人が要因なのか、環境が要因なのかを考えたときに、私の会社として考えていることは、環境要因を改善していかないといけないということです。そもそも、人に対する研修というものは大事なのですが、それだけでは中々難しいと私どもは考えていまして、自社の環境という部分に今している取組みですが、中小企業家同友会では、会社の経営理念を非常に大事にしています。私どもの会社では、経営理念の中に「多様性を認め合う」ということを盛り込んでいて、その理念の策定と浸透ということを行っています。これが１つ目です。

２つ目が「行動指針」です。クレドともいいますが、これを定めて各事業所で実践をしています。もう一つは、「経営者のリーダーシップ」も必要なのではないかと考えています。会社としての方針といいますか、組織としての方針をしっかりと定めておくということは、最初にとても大事なことだと考えています。それまでは例えば、新しい社員が入社するタイミングで、必ず私どもの会社の経営理念、「多様性を認め合う」ということを確認して、同意をいただける方のみ入社いただいたりとか、本当にその組織にとってこの理念に同調できる方だけに入社していただいています。

私どもの会社の中では、社員数30名のうち10名は障がいをお持ちの方ですが、障がいをお持ちの方は障がいをお持ちの方、一般社員は一般社員と仕事を分けているのではなく、完全に一緒に、インクルージョンという形で仕事をしていますし、虐待や差別がおこらない社内の雰囲気になっています。ただ、事業所も大阪府下にいくつかあるので、その各事業所単位でしっかりと責任者が、理念であったり行動指針に沿ってアクションをすることが大事だと思いますし、社員全員をコントロールすることはできないので、責任者がその事業所で虐待のきっかけになりそうな予兆をつかむということがとても大事ではないかと思います。実際に、事件になる前にその予兆をつかみ、その社員としっかりと話し合いを行って、あらかじめ問題をつぶしておくということが大事ではないかと考えています。弊社の取組みは以上です。

○部会長

はい。ありがとうございました。委員の皆さまにそれぞれの立場での取組み状況や課題について報告をいただきました。今の内容について、この方のこれについてもう少し聞きたいなどということがあれば、発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。ひととおり理解をいただいたということで。

先ほどの島本町さんの報告を受けて、あれは大阪府外だという話であったかと思うのですが、「大阪府としては１年くらい放っておいたままで、書類だけ送ってくるというなど、そのようなことはないのですよね。」という質問でよろしいのでしょうか。はい。

○事務局

生活基盤推進課です。先ほど質問があった市町村の虐待判断。書面だけでしているケースがないかということです。市町村で虐待判断がされた場合は、報告書が大阪府には挙がってくるという仕組みになっています。その報告書を見ている範囲のことになりますが、書類のみで虐待判断を行っているケースがあるという確認はしていません。

ただ、おっしゃったようにやはり書面だけではなくて、聞き取りや現地へ行くとか、それで気づくという課題もあるかと思います。だから、今後、研修などをする際に市町村の方々には、丁寧な対応が重要であるということは伝えていきたいと思います。以上です。

○部会長

はい。ありがとうございます。私から１点。教えていただきたいのですが、大阪府の虐待防止の部分で、「受理したケースについては」というものがスライド11の箇所で、「令和６年度の主な指摘事項」の四角で囲んである一番下なのですが、「受理したケースについては、全件事実確認を行う。」ということがあるのですが、この「受理したケース」というものは、どのように解釈をすればよいのでしょうか。相談、通報があった者がイコール受理なのか、それを踏まえて何か「受理しましたよ。」ということが受理なのか、そこの「受理」という言葉の意味をご説明ください。

○事務局

障がい福祉企画課です。基本的にこの受理をしたケースというものは、相談とか通報が市町村に入ったケースを指しています。

○部会長

「相談、通報のあったケースについては、全件事実確認を行い、暴力や暴言があればその事実に基づいて、積極的な虐待の有無の判断を」ということを、大阪府としては各市町村に依頼をしている、指摘をしているという理解でよろしいですか。

○事務局

はい。

○部会長

はい、ありがとうございました。これは、実はこの部会でも数年前に一旦相談を受けたけれども、話を聞いて「明らかにそれは違いますね。」となればその場でもう対応をしなかったということで、当時の委員から「それはおかしいのではないか。」という指摘があったのですね。覚えていらっしゃる方もあるかと思いますが。それが反映されているのかどうかということで、大阪府としては全件事実確認をしっかりと行うということを市町村に指摘をしているということで、それはやはり、このような部会の中の意見が反映されていると、私は少し前向きにとらえているということで、改めて共有できればと思いました。ありがとうございました。

それでは、今日の部会全体を振り返って、委員の皆さまから何か最後に発言をしておきたいということがあればお願いいたします。よろしいですか。

はい。ありがとうございました。繰り返しになりますが、島本町から来ていただき、小さいところだからこそできるメリットを最大限に生かして、得ることができるのではないかと思ったので、そこが委員の皆さまからの非常に好意的な感想が出て来たのではと思っていますので、またそれぞれの市町村においても参考になる部分があれば、参考にしていただき、活用をしていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

本日、委員の皆さまから障がい者虐待防止について貴重なご意見・ご助言を伺いました。本日の部会でいただいたご意見等については、事務局で整理したものを共有いただくとともに、大阪府及び各市町村、各関係機関における事業推進の検討に活用いただければと思います。

以上で本日の議題についてはすべて終了しました。議事を事務局へお返しいたします。

○事務局

委員の皆さまには、長時間にわたる熱心なご議論と貴重なご意見を賜り、厚く御礼申し上げます。いただいた意見については、今後、大阪府の取組みに活用していきたいと思います。

これをもちまして、「令和６年度大阪府障がい者自立支援協議会障がい者虐待防止推進部会」を閉会いたします。本日はありがとうございました。